

立憲同志會宣言書

維新中興ノ初五條ノ御誓文ヲ宣示セラレシヨリ四十有六年次
テ憲法ヲ發布セラレシヨリ二十有四年百揆面目ヲ革メ國民ノ
智見亦大ニ進メリ正ニ是レ世運一轉憲政濟美ノ果ヲ收ムヘキ
時會ニ屬ス

斯時ニ際シテ吾人報効ノ道唯廣ク天下同志ノ士ト謀リ公黨ヲ
樹立シテ帝國ノ有力ナル要素ヲ網羅シ國民ノ光明ナル輿論ヲ
代表シ盛ニ經綸ヲ行ヒ大ニ 皇基ヲ張り以テ帝國憲政ノ完美
ヲ遂クルニアリ是則立憲同志會創設ノ已ム可カラサル所以ナ
リ

若夫政策ノ節目ニ至リテハ他日發起者諸氏ノ審議ヲ待テ議定
スヘシト雖此ニ吾人所見ノ大綱ヲ舉ケン曰ク我建國ノ本源ニ
溯リ 皇室ヲ中心トシテ忠愛ノ大義ヲ顯昭スルニアリ維新ノ
鴻圖ヲ紹述シテ開國進取ノ 皇謨ヲ翼贊スルニアリ憲法ノ條
章ヲ恪守シテ 天皇ノ大權ヲ尊重シ國務大臣ノ責任ヲ嚴明ニ
シテ臣民ノ權義ヲ保全スルニアリ教育ヲ普及シテ國民ノ公德
ヲ進メ以テ立憲的の智能ヲ啓發スルニアリ民族同胞ノ情義ヲ推
擴シテ社會共濟ノ道ヲ盡スニアリ民力ヲ内ニ充實シテ國光ヲ
外ニ發揚シ威信ヲ中外ニ貫徹シテ世界ノ平和ニ貢獻スルニア
リ

如上ノ大綱ヲ實行スルニ至リテハ之ヲ中外ノ形勢ニ照ラシ之
ヲ周圍ノ事態ニ鑑ミ民情ヲ酌ミ公論ニ徵シ能ク其機宜ニ適セ
シメントス吾人ノ本領ハ經世ノ實績ヲ舉ケテ濟民ノ政務ヲ行
フニ存セリ是レ當今ノ急務ニシテ百年ノ大計タリ惟フニ明識
忠讜ノ志士ノ一致戮協ニ因ラスンハ奚ソ此ノ目的ヲ達スル
ヲ得ンヤ此ニ立憲ノ本旨ヲ宣言シ以テ天下ノ同志ニ諭ク

大正二年二月

立憲同志會創立委員長

公爵 桂 太郎

476554
1-1
昭和9年2月6日

立憲同志會綱領並政策案

(大正二年二月二十四日議員總會ニ於テ決定)

綱領

- 綱領トハ吾黨ノ永久ニ遵守スヘキ大方針ニシテ既ニ本會創立宣言書中ニ之ヲ聲明セリ今之ヲ列舉スレハ左ノ如シ
- 一 皇室ヲ中心トシテ忠愛ノ大義ヲ顯彰スヘシ
 - 一 維新ノ鴻圖ヲ贊襄シ開國進取ノ 皇謨ヲ扶翼スヘシ
 - 一 憲法ノ條章ヲ恪守シ 天皇ノ大權ヲ尊重シ國務大臣ノ責任ヲ嚴明ニシ臣民ノ權義ヲ保全スヘシ
 - 一 教育ヲ普及シテ國民ノ公德ヲ進メ以テ立憲的智能ヲ啓發スヘシ
 - 一 民族同胞ノ情義ヲ推擴シテ社會改良及共濟ノ道ヲ盡スヘシ
 - 一 農商工業ノ發達ヲ圖リ以テ民力ヲ充實スヘシ
 - 一 殖民地ノ統理ヲ完フシテ國基ヲ鞏固ニスヘシ
 - 一 威信ヲ中外ニ貫徹シテ世界ノ平和ニ貢獻スヘシ
 - 一 庶政ヲ更張シテ地方自治ノ肅清ヲ期スヘシ

政策

- 政策トハ當面ノ急務ニシテ吾黨ハ之ヲ實行スルノ決心ト準備トヲ有スルモノナリ其要ヲ舉示スレハ左ノ如シ
- 一 國防計畫ヲ確定シ陸海軍備ノ整理統一ヲ圖ルヘシ
 - 一 外交機關ヲ活動セシメ殊ニ對支那政策ニ付テハ東洋ノ平和ヲ保全スルノ目的ヲ以テ速カニ解決ノ途ヲ採ルヘシ
 - 一 庶政ヲ整理シ歳出年額五千萬圓乃至六千萬圓ヲ節減スヘシ
 - 一 前項ノ節減ヲ利用シ租稅納期ヲ繰下ケ歳入年度區分ヲ改メ以テ國庫收支ノ出合ヲ改善シ將來大藏省證券發行ノ必用ヲ減シ其最高額ヲ五千萬圓ニ止ムヘシ
 - 一 國民ノ負擔ヲ輕減スルノ目的ヲ以テ稅制ヲ整理スヘシ
 - 一 國債ヲ整理シ其償還ヲ確實ニシ以テ國債ノ信用ヲ鞏クスヘシ
 - 一 鐵道ノ建設及改良費ハ目下ノ處其純益ト預金部ノ融通シ得ル範圍ニ止メ他日更ニ建設及改良ノ計畫ヲ樹テ其速成普及ニ努ムヘシ
 - 一 政府事業ハ政府自ラ經營スルノ必要アルモノノ外之ヲ民間ノ經營ニ移スヘシ
 - 一 輸出入ノ調節ヲ圖リ以テ財政經濟ノ基礎ヲ安固ナラシムヘシ
 - 一 産業ノ發展ニ資スル爲テ種銀行其他經濟機關ノ機能ヲ發揮セシメ金融及産業ノ整頓ヲ圖ルヘシ
 - 一 司法制度ハ實際ノ必要ト世運ノ進歩トニ伴ヒ適當ナル革新ヲ施スヘシ
 - 一 航路ノ適當ニ之ヲ調整シ世界ノ進運ニ伴ヒ必要ナル航路ニ付テハ更ニ適當ノ措置ヲ採ルヘシ
 - 一 行政ヲ刷新シ繁文縟禮ヲ去リ適材ヲシテ各其處ヲ得サシムルノ途ヲ採ルヘシ
 - 一 地方ノ財政ヲ整理シ以テ地方自治ノ基礎ヲ鞏固ニスヘシ
 - 一 其他ノ問題ハ本會ノ諸機關ニ依リ討究審議ヲ盡シ時ニ隨ヒテ決定スヘシ

